

## 付 議 第 2 号

### 高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県認定こども園条例施行規則（平成 18 年高知県教育委員会規則第 16 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
教育委員会規則  
-----

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第24条第2項」を「第24条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 參考資料

## 高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案説明

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 85 号）の施行により児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部が改正され、「保育の実施」について、これまで法第 24 条第 2 項において「保育所における保育を行うこと」とされていたが、同条第 4 項において「保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと」に改められたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

改正後

高知県認定こども園条例施行規則 (抜粋)

本則

(市町村長への通知)

第5条 略

- 2 前項の規定による市町村の長に対する通知においては、第3条第1項の申請書の提出に係るものにあつては期日を定めて当該申請について教育委員会に意見書を提出することができる旨を、前条の申請書の提出に係るものにあつては期日を定めて当該市町村における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況について教育委員会に意見書を提出することができる旨を併せて通知するものとする。

改正前

高知県認定こども園条例施行規則 (抜粋)

本則

(市町村長への通知)

第5条 略

- 2 前項の規定による市町村の長に対する通知においては、第3条第1項の申請書の提出に係るものにあつては期日を定めて当該申請について教育委員会に意見書を提出することができる旨を、前条の申請書の提出に係るものにあつては期日を定めて当該市町村における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する保育の実施に対する需要の状況について教育委員会に意見書を提出することができる旨を併せて通知するものとする。

改正後

⑤⑦(略)

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならぬ。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならぬ。

② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと(以下「保育の実施」という)の申込みを勧奨しなければならない。

⑤(略)

第三十二条(略)

改正前

⑤⑦(略)

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならぬ。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならぬ。

② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤(略)

第三十二条(略)